

平成26年6月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年6月11日〔水曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	日高 仙三
職務代理者	3番	橋口 好文
委員	1番	小倉 伸一
//	2番	日笠山 隆
//	5番	河本アツミ
//	6番	白河 澄雄
//	8番	浦口 幸夫
//	9番	脇田 峰生
//	10番	石寺 政和
//	11番	岩本 延男
//	12番	下園 茂
//	13番	南 重徳
//	14番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 7番 古田 洋美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第6号 荒廃農地の非農地の判断について

○会長

おはようございます。本格的に梅雨に入りました、農作業の段取りにも気を使う季節になりました。作物にとりまして、良い恵みとなるようほどほどに降ってくれることを願いたいと思います。また、今の農業委員で定例総会を開催するのもあと2回となりました。委員選挙に関しましては、6月29日告示で7月6日投開票となっております。

最近では国の規制会議等で農業委員会のあり方などが検討され、不要論まで出ております。当然のことながら、委員会は農業振興に欠くことのできない組織でありまして、農地を末永く守っていくのが責任であると思うところでございます。

なお、このことにつきましては、国の農林水産委員会でも規制改革会議の提言に反論する声が多数あります、問題視する委員も多いということが、今週の農業新聞にも掲載されておりました。今回、新しく選出される農業委員の方々におきましても、このことを再確認いただきまして、これからのお仕事に励んでいただくことを期待しております。

○議長

それでは、会議規程によりまして6月の定例総会を開催いたします。なお、本日は7番委員より葬儀のため、欠席届が提出されております。

まず初めに、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員には、10番石寺委員と11番岩本委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。まずは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号農地法第3条許可申請について説明いたします。資料は1ページになります。今月は所有権移転1件、賃貸借5件、使用貸借1件の合計7件の申請がありました。

番号1番です。住吉の形之山地区の土地であります。台帳現況地目は畠の2筆で、合計面積3977平米を使用貸借により6年間貸借するものであります。これは親から子への賃貸借であります。1番、2番、3番、7番の借人は同じ方で、許可後の経営面積が7618平米となり、下限面積の50アールを超えます。

2番です。住吉の里之町地区の土地です。台帳現況地目は畠の2筆、合計面積1564平米を賃貸借により6年間貸借するものであります。

3番です。住吉の里之町地区の土地で、台帳現況地目は畠の1筆で750平米を賃貸借により6年間貸借するものであります。次2ページをお開きください。

4番です。榕城の松畠地区の土地であります。台帳地目は畠、現況地目山林の1筆、面積337平米を売買により所有権移転するであります。

ここは平成25年12月の定例総会であっせんが成立した土地でしたが、相続未登記

でありまして、今回相続登記が終わったということで3条申請が提出されたものであります。

5番です。国上の中目地区の土地です。台帳現況地目の畠が2筆で、合計面積3324平米を賃貸借で10年間貸借するものあります。

6番です。現和の武部地区の土地です。台帳現況地目は畠の3筆、合計面積2138平米を賃貸借により5年間貸借するものあります。

7番です。住吉の里之町地区の土地です。台帳現況地目の畠が1筆で、面積1327平米を賃貸借により5年間貸借するものあります。

以上本件1番から7番までについては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わりります。

○議長

続きまして、担当委員の方の調査結果説明をお願いいたします。

○1番委員

1番です。1番から3番については借人が同じでありますので、一括して報告をいたします。6月5日に貸人については電話で確認をいたしました。借人にも同じく6月5日に現地調査と聞き取り調査を行いました。この借人は営農大学校を卒業して、今回新規就農者として農地を確保しようとするものです。

機械もトラックター等を所有しており、今回申請農地で安納いもやスナップエンドウを作るとのことでした。番号1番は父からの無償貸付、2番、3番は有償貸付となっております。申請どおり間違いないことを確認しました。報告を終わります。

○3番委員

3番です。番号4について、説明します。この土地は事務局から説明がありましたように、昨年12月に申請があったのですが、中々譲渡人と連絡がつかない状態でしたが、今回連絡がついたということで申請に至ったわけです。この申請地の隣に譲受人所有の畠がありますが、その隣接したところで現況は山林です。今回その申請地に客土をして、自分の畠と1枚にする計画を持っていたのですが、落差が結構ありまして費用が掛かると業者さんから言われたそうで、今どうするか迷っているということでありました。

双方確認いたしまして、間違いございませんでした。以上です。

○6番委員

6番です。5番について説明します。6月5日に現地調査と電話確認をしました。

貸人は、高齢でありますので貸したいということです。

借人は湊の方で、牛小屋の近くに自分の畠がありまして、それと隣り合わせの土地であります。以上申請通り間違いありませんでした。

○8番委員

8番です。番号6について報告いたします。現地は現和の武部公民館前の畠3筆で面積2138平米です。この畠は以前から農業生産法人の方が借りていましたが、この度

返還となりましたので、この契約となりました。

借人と畑を確認に行きましたが、大分荒れおりまして、再生事業を申し込むか人を雇って刈り込むか話をしたのですが、ここは農用地地域ではないため国の補助事業では出来ないということで、自分でやるということになりました。ただ場所も良いし、本人もやる気のある方ですから良い畑になると思っております。貸人、借人の話し合いで、借り賃は4年目まで無償で、5年目から支払うということです。以上です。

○14番委員

はい、14番です。6日に借人と現地で会いました、現地を確認いたしました。

この借人は、1番、2番、3番の借人と同じ方で、先程言いましたように専農大学を卒業して、徐々に耕作を広げていきたいという若者であります。現地は、きびを刈り取りした後でロータリーを掛けておりました。虫が発生する恐れがあるということで、でん粉用いもを作付けしてから、園芸作に替えるということでした。また、貸人にはその日に自宅に行って、話を聞きました。申請どおり間違はありませんでした。以上です。

○議長

ただいま、議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がございました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

はい、ただいま異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」1番から7番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から7番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局の説明をお願いいたします

○事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は、3ページになります。今月は、一般住宅1件の申請がありました。

スライドをお願いします。申請地は、榕城岳之田地区の土地で、台帳現況地目とも畠で面積497平米であります。申請理由といたしましては、来年4月に定年退職した後に、島に帰ってくる予定ですけれども、住む家がないため、亡くなった父名義の申請地に自己の家を建築したいとの理由であります。

名義は相続未登記であります。相続人が5人います。1人が相続放棄をしておりまして、残り4人の同意書も付いております。

その共有名義の1人が転用ということで家を建てるということになつておりますので、農地法第5条ではなくて、第4条での申請となつております。建築面積につきましては137.05平米であります。土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連棟している区域に近接しており、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は、西と北に道路、東に畑、南に宅地があり、残高証明書、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。以上です。

○議長

この件につきましては、先日現地調査が行われております。調査員になられたみなさまご苦労さまでした。それでは、調査委員長の報告をお願いしたいと思います。

○8番委員（調査委員長）

8番です。昨日私と7番委員、事務局、担当委員、申請人姉夫婦立ち会いのもと現地調査をいたしました。申請人は、岳之田出身で鹿児島市で働いておりましたが、定年退職をして地元に帰ってくるため、家を新築したいということでした。

場所は、岳之田公民館の近くで民間が密集している地域です。今は自家用の野菜やスイカなどを栽培しており、生産性のある農地ではありませんでした。

また、転用による周辺への悪影響もないと思ひますし、排水側溝もすぐ横の市道に通っています。このような場所でしたので、転用はやむを得ないと判断いたしました。

なお、土地の名義を変える予定はないと書いてありますが、2、3年内に兄弟で相続する場所をそれぞれ決めてから、名義変更するということでした。

○議長

続きまして、担当委員の方の説明があればお願ひいたします。

○3番委員

はい、3番です。今事務局並びに調査委員長から詳しく述べてございましたので、何ら問題はないと思っております。以上です。

○議長

それでは、質疑に入りたいと思います。議案第2号につきまして、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の1番につきましては、許可することとし県常任会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は、4ページになります。今月は、一般住宅及び民宿の1件の申請がありました。転用理由に、一般住宅だけ書いていますが、これに民宿を追加してください。

スライドをお願いします。一般住宅と民宿の転用申請でありますけれども、3筆にまたがっております。申請地は、下西の下石寺地区の土地で、台帳現況地目とも畠、合計面積859平米であります。

申請理由といたしましては、現在借家住まいでの手狭になり申請地を購入して、自己の住宅を建築したいということです。また、同時に漁業の兼業で民宿を経営するために同じ敷地に民宿を建築したいとの理由であります。

建物は2棟で建築面積は住宅が50.06平米で民宿が56.31平米で、合計114.37平米であります。一般住宅部分につきましては、500平米未満です。

農地の条件は、農振農用地区域外で住宅が連携している区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は、北側に住宅、東西と南側に畠があり、残高及び融資証明も添付され、さらに被害に関する誓約書等も提出されていることから転用による被害はないと判断されます。

委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長

はい、この件も現地調査がおこなわれております。調査委員長の報告お願いします。

○8番委員（調査委員長）

はい、8番です。農地法5条許可についても、昨日調査しましたので報告いたします。

調査には譲受人、譲渡人、案内人も立ち会いました。場所は、下石寺公民館より300メートル程度登ったところで、最近転用申請が3件ほどあった場所の近くです。転用面積が859平米で、500平米以上ですが、自分の家と民宿を建てるということで、この面積になっているようです。民宿経営については、本人に聞き取りをしましたが、3部屋ほどの建物を建築し、その駐車場も必要であるとのことでした。また、土地は市道より30メートル程度入ったところですが、この道路に側溝をして市道の方に排水をするということでした。周辺は新築の家が3件ほどあります、集落を形成しつつあります。以上のような状況ですので、転用はやむを得ないと判断いたしました。以上です。

○議長

はい、つづきまして、担当委員の方の説明をお願いいたします。

○10番委員

10番です。台帳は、3筆となっておりますが、現況は1枚です。その他は事務局並

びに調査委員長が詳しく説明をしましたので、問題はないと思います。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長、担当委員の説明がございました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、異議なしの声ございましたので、採決をしたいと思います。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の1番については許可することとし、県の常任会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号「非農地証明願いについて」を説明します。資料の5ページをお開きください。

1番です。榕城の岳之田地区の土地であります。台帳地目が畑でありますけれども、昭和42年以前から耕作せず、現在雑種地となっております。先ほどの4条申請地の隣の通路の部分であります。判断基準1の(イ)に該当いたします。

2番です。上西の大崎方面の土地です。台帳地目が畑ですが、平成18年以前から耕作せず現在雑種地となっております。ここは平成18年8月25日に、建設業者の資材置き場として5条の許可をしております。その後、平成21年8月に工事の進捗状況報告書で完了となっていましたけれども、許可後に名義変更、地目変更をしておらず、現在は社長が亡くなり会社も解散しております。転用の許可を受けたのですが、会社自身も解散しているため、名義変更ができない状況になっております。今回現地が、その当時から重機資材置き場のままになっており、農地への復元もできないということから非農地を申請したところであります。交付基準の2に該当いたします。以上です。

○議長

はい。続きまして、調査委員長の報告をお願いいたします。

○8番委員（調査委員長）

8番です。非農地証明の現地調査について報告いたします。1番は、先ほど4条申請のあった場所のすぐ横で現在通路になっています。4条申請と同じ一筆でしたが、今回分筆してこの部分を非農地として申請しております。

ここは先ほどの説明のように、50年ほど前から通路として使用しており生コン舗装

もしております。土地の状況から、非農地とすることに問題はありませんでした。

次に2番について報告いたします。事務局の説明のように、現地は資材置き場として使用していたため、大きな木などは生えておりませんでした。

しかし、ネピアなどが生い茂っており、地盤も相当固くまた地形的にも細長いため農地への復元は無理な状況でした。以上です。

○議長

はい、担当委員の方からの説明をお願いいたします。

○3番委員

3番です。番号1番については、事務局並びに調査委員長から詳しく説明がありましたので、別に問題はありません。以上です。

○9番委員

9番です。番号2番について、報告をいたします。事務局また調査委員長の方から報告がありましたが、調査が終わった後に本人がちょっと残って話をしました。前の時に名義変更をしなかったことについては、迷惑をかけましたということでした。以上です。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長、担当委員からの報告がございました。質疑に入りたいと思います。質疑のある方は举手をお願いいたします。

○2番委員

番号2についてですが、大崎の上で自分のところからも近いのですが、この会社は解散した後、資材とかがまだ残っていると思うのですが、これはどうなるのでしょうか。

○9番委員

資材はもうほとんど片づけてありません。後はプレハブの倉庫ひとつと、道の横に何かあるにはありますけれども、これは今度相続する人が片付けると思います。

○8番委員（調査委員長）

現地には砂利が少しだけあります。

○議長

他にはございませんか。

○議長

無いようですので、採決をしたいと思います。議案第4号非農地証明願いの番号1番、2番について許可することに賛成の方は举手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第4号、非農地証明願いの1番、2番については許可することに決定をいたします。

○議長

つづきまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定にかかる意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

利用権の設定です。1-1ページをお開きください。

期間が平成26年7月1日から平成29年6月30日の3年間、地目田、面積4502平米、うち更新分0平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人であります。

2段目です。期間が平成26年11月1日から平成31年10月31日の5年間で、地目田、面積3981平米、うち更新分3981平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人であります。

3段目です。期間が平成26年12月1日から平成31年11月30日の5年間、地目畠、面積3123平米、うち更新分3123平米で、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人であります。

内訳につきましては、1-2ページを詳細については1-3から1-5ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様の御審議をよろしくお願いします。

○議長

はい、ただいま、事務局より議案第5号について説明がありました。それでは、審議を行いたいと思います。なお、番号2につきましては、2番委員が利用権の設定を受ける者となっております。これは、農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当いたしますので、議案を2分割して審議をいたします。まず、1番、3番について審議をいたします。1番は、私の担当地区であるので報告をしたいと思います。

昨日、現地を調査いたしました。場所としては、川脇橋の右側におりたところの田浦であります。2筆とも水稻植え付けを行っておりました。利用権の設定を受ける者は、認定農家でありまして水稻の受託作業、和牛の生産農家であります。双方確認して間違いございませんでした。借賃は端数が出ておりますが、これは1反歩の金額を面積に掛けたのでこの金額になっております。以上です。次、南委員お願いします。

○13番委員

はい、13番。番号3番について説明申し上げます。8日に現地の調査を行いました。

これは以前に再生事業で開いた土地ではないかなと思っております。県試験場入り口のところの反対側の土地であります。双方には電話で確認をとっております。

なおこの利用権を設定する方は、今後とも農業委員会を通じて、貸し借りを進めたいとしたいということを言っておりました。以上です。

○議長

番号1、3につきまして今説明がございました。質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○3番委員

はい、3番。質疑ではありませんがこの3番は担当委員からも報告があったように再生事業をして借り受け、農地として耕作しているわけですが、利用権を設定する方も非常に喜んでいただいており、今後もずっと耕作してもらいたいという希望がございました。一応報告します。

○議長

他に、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

○2番委員

2番です。質疑ではありませんがそこは事業をしてからもの凄く作物の出来が良くなりまして、いつも見て通る場所なのですが、もの凄い反収で去年も良いきびが出来てきました。

○議長

他に意見、質疑は無いようですので採決いたします。利用権の設定番号1番、3番について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定番号1番、3番については原案どおり承認し、意見を市長に送付をいたします。

続きまして、番号2について審議をしたいと思います。審議の間2番委員は、退室をお願いいたします。それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○6番委員

6番です。整理番号2については、説明します。場所は建設業社の太陽ソーラーがある県道の横で、上がっていくちょっと手前です。利用権を設定する者は、高齢の方です。

この田は利用権の設定を受ける者が2、3年前から借りていましたが、水が固いということで、今度ブルで突き直した場所であります。現在、米を作って生育良く育っています。双方確認の結果、間違いありません。以上です。

○議長

ただいま、担当委員の方からの報告ございました。それでは、番号2につきまして、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がありましたので、採決をしたいと思います。利用権の設定、番号2番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、全員の賛成でありますので、利用権の設定番号2番については、原案どおり承認し意見を市長に送付をいたします。ここで、2番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、議案第6号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。

それでは、担当委員の判断結果の報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。結論から言いますと全て非農地です。それでは報告します。1番原野。2番から7番まで山林。8、9番原野。10番から12番まで山林。13番から18番まで原野。19、20番は原野。21番から25番まで山林。26番原野。27番が山林。28番から30番までは原野。31番は山林です。以上です。

○議長

はい、ただ今2番委員のほうから現地調査の判断結果報告がありました。これについて、質問等はございませんか。

無いようですので今の報告どおり決して良い方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、報告のとおりと判断いたしまして、今後所有者に非農地証明の通知を行うことといたします。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

平成26年6月11日

会長

高仙三

10番委員

石井政和

11番委員

岩本延男